

「気づき」から生まれる 宝塚のまちづくり

あなたの「気づき」や「思い」の実現（まちづくり）を

後押ししてくれる条例ができました！

あなたに、
おはなしがあります

その気づき、

届けてみませんか？

まちキョン

Question

あなたの住む「まち」の中で、

こんなことを感じたことはありませんか？



子どもたちと
高齢者の
つながりを
つくりたい・・・

通学路に
危険箇所がある。
子どもたちが
心配・・・

実は、あなたの
その「気づき」や「思い」が

まちづくり

につながります！

親子で通える遊び場が、
地域内にあったら
いいのにな・・・

警報が出て
学校が休みになったが
仕事を休めない。
誰か、我が子を預かって
くれる人はいない
かな・・・

一人暮らしの高齢者が
地域に増えている。
見守りができない
かな・・・

夜になると
暗くて怖いところがある。
街灯で明るくならない
かな・・・

あなたの「気づき」から生まれるまちづくり

Point

宝塚市内では、様々な団体が主体的に
地域の「まちづくり」に取り組んでいます



自治会

あなたにいちばん身近な地域の集まりです。安全・安心に暮らせるまちづくりに向けて、子どもや高齢者の見守りなど、様々な活動を行っています。市内には280の自治会（令和3年（2021年）3月1日現在）があります。ぜひ、お住まいの地域の自治会に加入してください！

●活動事例

【気づき】

地域のお祭りにいろんな人が参加したら楽しいだろうなあ。一人暮らしの高齢者も外出するきっかけがあれば元気になるのに・・・

【取り組み】

地域内でハロウィンパーティーを実施。お菓子配り役を高齢者と自治会役員が一緒に行う。

【結果】

高齢者の外出機会をつくるだけでなく、高齢者と子どもたち・保護者とのつながりができた。



まちづくり協議会

市内には、おおむね小学校区ごとに20のまちづくり協議会（まち協）があります。個人や一つの団体だけでは解決できない広域的・複雑な地域課題の解決に向けて、自治会を中核として地域内の様々な個人や団体が連携して取り組んでいくための「繋がりの場」です。その地域の誰もがまち協に、自由に参加することができます。皆さんの気づきを届けてみませんか。

●活動事例

【気づき】

通学路の歩道が狭く、すれ違えない。歩道上に電柱が立っているので、雨の日に傘をさせず、子どもたちが車道を歩くことになり危ないなあ…

【取り組み】

保護者がPTA、自治会に相談し、まちづくり協議会の中で一緒に連携しながら、市役所や歩道に隣接する企業、電力会社に働きかけた。

【結果】

電力会社は歩道から電柱を反対側に移設。歩道については市役所と企業の理解・協力を得ながら、拡幅された。



電柱移設後



歩道拡幅後

あなたの「気づき」から生まれるまちづくり

市民活動団体

同じ「気づき」や「思い」を共有する人たちが集まって、課題の解決に向けて活動しています。地域の中の身近な課題に取り組む団体もあれば、地域を超えて社会的な課題に取り組む団体もあります。市民活動団体には、営利を目的としないボランティア団体やNPO法人などが含まれます。中には、市民活動団体を支援する団体（中間支援団体）もあります。

● 活動事例

【気づき】

西谷の魅力を多くの人が知ったら、西谷にたくさんの人が来て、まちが元気になるだろうなあ・・・

【取り組み】

西谷の魅力の一つである「農産物」と「景観」を掛け合わせた、レシピノートを制作し配布。



【結果】

都市部や海外など多方面の方々に、西谷での新たな楽しみ方として、情報や魅力を届けることができた。

「宝塚のまちがこんな風になつたらなあ」と思う「気づき」や「思い」はまちづくりへの第一歩です。まずはお住まいの地域の自治会やまちづくり協議会、同じ思いを持った市民活動団体などへ、その「気づき」や「思い」を伝えてみませんか。



同じ思いを持った市民活動団体は、
宝塚市社協ボランティア活動センター(0797-86-5001)や
(認)宝塚NPOセンター(0797-85-7766)へ問い合わせると
繋がることができるかもしれません。

これもまちづくりだったんだ!

宝塚のまちでは、みんなの「気づき」をきっかけに、色々な
まちづくりが生まれています。

あなたの身近でも、「気づき」から生まれたまちづくりが
はじまっているかも・・・?



あなたの「気づき」や「思い」の実現（まちづくり）を
後押ししてくれる条例ができました！

Point

宝塚市では、市民の皆さんと市との
協働のまちづくりを推進していくための条例として
「宝塚市協働のまちづくり推進条例」を策定しました！

【条例のポイント】

- 市民のすること、行政のすることという既成概念を取り払い、互いにできることを分担して行う“協働”を円滑に進めるうえで、協働の担い手である各主体が守るべきルールである「協働の原則」を定めています。（第3条）
- 市が自治会、まちづくり協議会、市民活動団体等と連携してまちづくりを推進していくことについて定めるとともに、市がこれら組織・団体等のまちづくりの活動に対して支援を行うこと及び財政上の措置を行うことができることについて定めています。
(第4条)
- まちづくり協議会がどのような組織であるかを明確にするとともに、多くの人や団体の参画のもと地域活動が活発に展開されるよう、まちづくり協議会がその地域の全ての市民と、その地域の団体や事業者等で構成されることなどの、まちづくり協議会の基本的な事項について定めています。
(第5条から第9条)

市は、まちづくり活動に取り組む組織・団体と連携するとともに、これら組織・団体への支援を行い、一緒にまちづくりを進めていきます。

一緒に「まちづくり」をしましょう！

宝塚のまちでは、気づきや思いの実現に向けて活動されている方がたくさんいらっしゃいます。

あなたも、活動に参加してみませんか？



宝塚市協働のまちづくり推進条例

令和3年(2021年)4月1日 施行

目次

第1章 総則 (第1条—第4条)

第2章 まちづくり協議会 (第5条—第9条)

第3章 雜則 (第10条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、宝塚市まちづくり基本条例（平成13年条例第36号）第3条の規定に基づき、協働に関する原則を定めるとともに、市民の主体的なまちづくり活動及び地域コミュニティの活動を促進するために必要な事項を定めることにより、市民と市の協働のまちづくりを推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自治会 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

(2) まちづくり協議会 第5条に規定する組織をいう。

(3) 市民活動団体 ボランティア団体、民間非営利団体その他の特定の課題解決のために、自発的かつ自主的に活動する、営利を目的としない団体をいう。

(協働の原則)

第3条 市民、自治会、まちづくり協議会、市民活動団体、市その他の協働の担い手である各主体は、次の各号に掲げる原則に基づき、協働のまちづくりを推進するものとする。

(1) 対等の原則 それぞれが対等な関係にあることを認識し、互いの立場及び意見を尊重すること。

(2) 情報公開・情報共有の原則 まちづくりに関する情報を公開し、共有すること。

(3) 相互理解の原則 それぞれの立場及び違いを認め、相互理解を深め、信頼関係を大切にすること。

(4) 自主性・自立性尊重の原則 それぞれの力を最大限生かすため、自主性、自立性を尊重すること。

(5) 目的の明確化と共有の原則 協働しようとする事業の目的を明確にし、共有すること。

(6) 役割分担の原則 果たすべき役割及び責任を調整し、役割を分担し、事業の目的を達成できるように取り組むこと。

(7) 相互変革の原則 互いに話し合い、理解し合い、柔軟に対応し、協調し、自己変革をいとわないで活動すること。

(8) 評価・検証の原則 協働で取り組んだ事業を評価し、検証し、その結果を共有して次の事業に役立てること。

(まちづくりの推進)

第4条 市は、自治会、まちづくり協議会、市民活動団体等と連携してまちづくりを推進する。

2 市は、自治会、まちづくり協議会、市民活動団体等が行うまちづくり活動への支援を行う。

3 市は、前項の支援を行うに当たり、その活動に要する費用の助成その他の財政上の措置を行うことができる。

第2章 まちづくり協議会

(まちづくり協議会)

第5条 まちづくり協議会は、次に掲げる要件のいずれにも該当する組織とする。

- (1) 地域課題を解決するため、自治会を中心として、地域で活動する個人及び団体の連携を図る組織であること。
- (2) おおむね小学校の通学区域を活動の範域とすること。
- 2 まちづくり協議会は、おおむね小学校の通学区域を単位とする範域に一つとし、その名称及び範域については、規則で定める。

(まちづくり協議会の構成)

第6条 まちづくり協議会は、その地域の市民、自治会その他の団体、事業者等で構成する。

(まちづくり協議会の運営)

第7条 まちづくり協議会は、透明性のある、民主的で開かれた運営を行う。

(まちづくり協議会の活動)

第8条 まちづくり協議会は、協働を基本とし、自治意識及び連帯感の醸成並びに地域課題の解決のために活動する。

2 まちづくり協議会は、他のまちづくり協議

会との交流を深め、活動の活性化を図ることに努める。

(地域ごとのまちづくり計画)

第9条 まちづくり協議会は、その地域の目指す将来像や、それに基づく基本目標及び具体的な取組等を取りまとめた計画（以下「地域ごとのまちづくり計画」という。）を策定し、市と連携して活動する。

- 2 市は、地域ごとのまちづくり計画を、宝塚市まちづくり条例第14条に規定する総合計画の基本構想を実現するための計画として位置付ける。

第3章 雜則

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(条例の検証)
- 2 市は、この条例の施行の日以後5年を超えない期間ごとに、この条例の施行の状況を検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(宝塚市協働のまちづくり促進委員会への諮問)

3 市長は、前項の検証に当たり、執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号）第1条に規定する宝塚市協働のまちづくり促進委員会に諮問するものとする。

もっとくわしく知りたい！と思ったら
こちらもどうぞ！

「宝塚市みんなのまちづくり協議会
ポータルサイト」はこちら！



「条例の関係資料」はこちら！



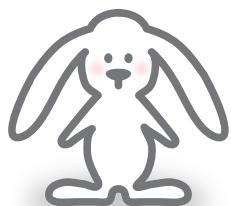
「宝塚市協働の指針」はこちら！



「協働のマニュアル」はこちら！



「協働の事例集」はこちら！



「まちキヨン」って？

宝塚市みんなのまちづくり協議会ポータルサイトの公式マスコットキャラクター。大きな耳がトレードマークのウサギ。

市内をピョンピョン散策しながら、人が集まる所へ行って耳を傾け、どうすれば宝塚市がもっと住みやすいまちになるかを考えているよ！

発行日 令和3年(2021年)3月

発 行 宝塚市

協 力 宝塚市協働のまちづくり促進委員会

連絡先 宝塚市 市民交流部 きずなづくり室 市民協働推進課

電話 0797-77-2051

E-mail m-takarazuka0004@city.takarazuka.lg.jp

